

熊本市農地利用最適化推進委員選考委員会の設置及び運営に関する要綱

制定 平成29年10月12日会長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という）候補者を選考するための熊本市農地利用最適化推進委員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 選考委員会の所掌事務は、農業委員会の求めに応じて熊本市農地利用最適化推進委員選考基準（別紙）により、推進委員として推薦を受けた者及び応募した者の評価を行うとともに、必要に応じて面接を行い選考し、熊本市農業委員会に報告するものとする。

(組織等)

第3条 選考委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長には、熊本市農業委員会会長をもって充てる。

3 委員には、熊本市農業委員会地区委員会運営要領別表に定める地区委員会から、各1名選出された農業委員、農業委員会事務局長、熊本市農水局農政部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、農業委員会事務局長がその職務を代理する。

6 委員は、推進委員の候補者を推薦、又は推進委員に応募することができない。

(任期)

第4条 委員の任期は農業委員の任期とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第5条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、選考委員会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、農業委員会事務局に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月12日から施行する。

熊本市農地利用最適化推進委員選考基準

評価の項目			配点	採点
1. 基礎評価 項目	(1) 適性	区域内に居住しているか又は近隣に居住しているか	5	
	(2) 地域の信頼	地域の農業団体等からの推薦があるか 以下の①から⑤のいずれか一つに採点する。		
		①農業者が組織する団体（農業協同組合、農業 共済、土地改良区、農区）等からの推薦	25	
		②集落農区、自治会（町内会）等からの推薦	15	
		③10以上の農業経営体からの推薦	10	
		④5以上、10未満の農業経営体からの推薦	5	
		⑤5未満の農業経営体、個人（世帯員以外）等 からの推薦	2	
	(3) 識見	農業関連の職務経験はあるか	10	
		職務名等（		